

質問事項に対する回答

令和4年11月1日 加美町子育て支援室

No.	件 名	項 目	内 容	回 答
1	行財政運営財源について	1 事業実施の趣旨 加美町は、保育サービスの充実と子育て環境をより一層推進していきながら行財政運営に必要な財源を確保するため、加美町中新田保育所（以下、「中新田保育所」という。）を民営化します。（募集要項1頁2行目～4行目）	当該事項の文体から、これまでの貴町における当該保育所の運営が、行財政運営の財源を圧迫し、赤字運営であったと解釈してよろしいか否か。 よって、民営化することで、貴町が行財政運営の財源を確保できるということは、かなりの赤字運営が解消できるから確保できると解釈してよろしいか否か。 その場合、民営化によって引き受けた企業が（通常運営を行えば）赤字運営には至らず維持できるとされる根拠を大まかにご教示願います。	・公営の場合、交付税措置はあるものの町は直営として運営費の10/10を支払っており、その主なものは人件費となっております。また、保育士資格のない保育補助員を配置していることから、手厚い保育をすることにより多くの人件費がかかっています。中新田保育所が町の財源を圧迫しているというわけではありませんが、町はコンパクトな行財政運営のひとつとして、民間にできることは民間に委ね、その機動力により、より充実した保育を目指すため中新田保育所の民営化を進めようと考えています。 ・民営化した場合、事業者は国の「子ども・子育て支援新制度」に基づき、国の制度による委託費（町1/4、県1/4、国が2/4）により、安定した財政支援が受けられることになっています。民間の豊富な経験と経営のノウハウを生かした効率的な運営を期待しています。

質問事項に対する回答

令和4年11月1日 加美町子育て支援室

No.	件 名	項 目	内 容	回 答
2	移管施設・規模及び運営概要について	2 移管する施設及び規模等 本事業は、令和6年4月1日より中新田保育所を加美町から選定事業者に移管し、運営していただくものです。 (1) 移管施設・規模及び運営概要に添付の表記載の「実施する特別保育事業等」中の、(4) 特別支援保育、(5) 地域子育て支援センター事業（募集要項1頁10行目～）	当該項目の「特別支援保育」について、その運営・利用状況等をご提示していただきたくことは可能か否か。 「地域子育て支援センター」の現在までの業務について、ご説明又は要項等の文書等のご提示をしていただきたくことは可能か否か。 以上ご教示願います。	・現在の運営状況としては中軽度の児童（障害者手帳等の有無にかかわらず）数に応じて補助金を交付しております。 ・現在、中新田保育所の「地域子育て支援センター」は、0歳から就学前のお子さんと保護者を対象に毎週火・水・金曜日の9時30分から11時30分まで親子で集える「ひなたぼっこ」を開催しています。主な活動としては、親子で楽しめる活動（好きな遊び、体操、絵本の読み聞かせなど）、親同士が交流できる場の工夫しております。また、季節感のある制作活動、イベントなども取り入れています。それ以外には育児不安などの相談事業も随時対応しております。（別紙1のとおり）

質問事項に対する回答

令和4年11月1日 加美町子育て支援室

No.	件 名	項 目	内 容	回 答
3	民営化による定員の変更について	4 中新田保育所の概要 (1) 現在の定員 (募集要項3頁8行目～) (1) 移管施設・規模及び運営概要 定員 (募集要項1頁18行目～) 別紙「中新田保育所運営条件」 (募集要項30頁3行目～)	当該現在の定員が210名に対し、定員が150名程度と全ての年齢児について減数していますが、その理由をご教示願います。	・加美町立幼児教育・保育施設再編検討委員会からの答申（令和4年1月）において、民営化の基本的な考え方は「民営化までの現状の中新田保育所については、施設運営の効率化を図りながら、直近の入所児童数と今後の推移を注視し、利用定員を変更する等の柔軟な対応が必要と考えます。以下略」とあります。また、中新田保育所民営化ガイドライン（令和4年3月）では、（新）保育所定員について「町内民間事業者との共存共栄を図る観点から、待機児童が出ない範囲で設定すること」としています。 町はそれらを受け、実際の利用人数と今後の少子化による利用人数の減少予測を踏まえ、かつ町内私立園とのバランスを考慮し、定員を下げるものです。
4	土地使用貸借期間以降について	5 土地・建物について (1) 土地 使用貸借期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間 (募集要項3頁25行目～)	当該土地の使用貸借期間（令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間）以降の当該土地の取扱い・利用等は、どのようになるのかご教示願います。	・加美町財務規則の第142条第2項（普通財産の貸付期間）により「建物その他の物件を貸し付ける場合は5年の期間を超えることができない」ため、契約期間を最大期間である5年間にしています。また、土地使用貸借期間満了前に、町と運営事業者が協議し引き続き無償で5年間の使用貸借契約の締結をするのが通常です。

質問事項に対する回答

令和4年11月1日 加美町子育て支援室

No.	件 名	項 目	内 容	回 答
5	給食費用負担について	6 運営条件 (1) 給食 園内調理とし、食材購入や調理方法等について、現状を引継ぐように努めてください。食事等は、個人の発育状況、摂取状況（アレルギーへの対応を含む）などに合わせて提供してください。 (募集要項5頁16行目～)	当該給食の職員への提供を行っているか否か。 提供を行っているとするれば、その給食費用負担等は、職員負担又は貴町負担か否か。 民営化後も現在と同様な負担形態での給食提供を期待するのかご教示願います。	・行っております。 ・職員負担です。（4,500円/月） ・現在と同様の形態を想定していますが、事業者の方針でかまいません。
6	三者協議会について	(8) 三者協議会の設置 (募集要項6頁21行目～)	三者協議会のメンバーの選出は、どのように行われるのかご教示願います。	・移管に向けての協議や、移管後の話し合いの場としての三者協議会は、保護者会から推薦された代表数名と運営事業者及び町（子育て支援室他）の三者間で組織します。

質問事項に対する回答

令和4年11月1日 加美町子育て支援室

No.	件 名	項 目	内 容	回 答
7	保育所従事者の人材について	(15) 会計年度任用職員の雇用について 中新田保育所に勤務している会計年度任用職員（臨時保育士等）で、民営化後も同園に勤務することを希望する者については、積極的な採用に努め、勤務条件等については配慮してください。 （募集要項7頁17行目～） 「令和4年度保育所要覧」（見学会の際に配布された） 7. 職員一覧 令和4年度職員名簿	・会計年度任用職員の方々の意志・意向の確認は、新規運営事業者側で実施することは可能か否か。 ・当該要覧の一覧記載の職員中、会計年度職員の各担当部署従事者の方々については全員、新規運営事業者が継続雇用可能か否か。 ・現状、当該名簿中、どのくらいの方々が新規事業者への雇用を望んでいるのか。 ・当該会計年度職員以外の貴町所属の職員の方々は、新規事業者運営となった場合も、当該保育所に勤務継続可能・希望か否か。 ・継続勤務可能・希望の場合の当該貴町職員の方々の雇用形態・処遇等については、いかがする予定かご教示願います。	・全会計年度任用職員（保育士含む）の意向確認は、町が令和4年12月に実施します。 ・保育士有資格者の会計年度任用職員が新規運営事業者へ就労を希望する場合、積極的な雇用をお願いします。 ・現在中新田保育所に勤務する正職員は全員、令和6年4月に町立認定こども園へ配置することになります。 （※なお、町では無資格者に資格取得の支援を考えており、資格取得後に地元で働く保育士の育成を目指します。）

質問事項に対する回答

令和4年11月1日 加美町子育て支援室

No.	件 名	項 目	内 容	回 答
8	園長予定者について	(3) 園長予定者 ・園長予定者を選任できない場合 町から紹介することができます。なお、町からの派遣はありませんので、事業者に直接雇用していただくことになります。 (募集要項12頁26行目～)	当該貴町が紹介可能な園長予定者について、本申請以前に可能な限りの情報をいただけるのか否か、ご教示願います。	・園長予定者については、令和5年8月頃にご紹介する予定です。なお、事業者が園長予定者を選任できない場合、第2次審査（公開ヒアリング）は事業者のみの出席で構いません。
9	委託費について		委託費の地域区分は 3/100でしょうか？ 維持管理費の具体的な数字を知りたいのですが、電気特に冷暖房、給食、人件費など教えてください。 委託の定員が150名となっておりますが、150名分の委託費のみでしょうか、その他補助金等があれば教えてください。	・地域区分は「その他」です。 ・光熱水費は別紙2を参照してください。また、給食の賄い材料費は11,641千円（R3年度）。人件費は、個人が特定されるおそれがあるため、公表が難しいことにご理解をお願いします。 (※職員人件費については、第1回募集時の令和4年8月1日質問事項に対する回答No.3をご参照ください) ・現時点で委託費の他に、一時預かり保育事業、延長保育事業、病児保育事業、特別支援保育事業、地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）に対する補助金を想定しております。
10			1回目の募集時は、何社プロポーザルを出しましたか？	・残念ながら応募には至りませんでした。

質問事項に対する回答

令和4年11月1日 加美町子育て支援室

No.	件 名	項 目	内 容	回 答
11			1 回目の募集で採択されなかった理由を教えてください。	・ No.10のとおり。
12		募集要項13ページ (6) 情報の公開	過去 3 年分の収支報告の情報開示をお願いします。	・ ここでの情報公開は、応募事業者からの提出書類を指します。
13		募集要項 5 ページ (5) 運営費の補助	毎年修繕費がかかっており、補助金などでの対応となっているが、補助金での施設整備できない場合、町としてはどのように考えているのか？	・ 移管後 3 年間は、事業者が国の交付金等を活用して修理・整備等を行う場合、町は事業者負担分に対して補助率を協議のうえ、予算の範囲内で補助します。 (※「中新田保育所民営化における施設整備の考え方」を参照ください)
14		募集要項 3 ページ (3) 現在実施している特別保育事業	収支を見込むことができない事業（送迎など）について、廃止をしてもいいか？	・ 三者協議会において協議いたします。
15		募集要項 5 ページ (5) 運営費の補助	「加美町特別支援保育事業補助金」と助成金は、どのような用途に適用されるのか？	・ 事業の実施に係る職員の人件費及び設備の充実のための備品購入費や施設整備費などが考えられます。
16			保育士確保の困難さが予想されるが、加美町としては、どこまで保育士確保に協力をしてもらえるか？	・ No.7のとおり。 また、町立幼児教育保育施設の会計年度任用職員に対して公開ヒアリング開催の案内をしますので、魅力ある新園を実感していただければと思います。
17		募集要項 7 ページ (15) 会計年度任用職員の雇用について	会計年度任用職員の年俸はいくらか？	・ 第 1 回募集時の令和 4 年 8 月 1 日質問事項に対する回答No.3をご参照ください。

質問事項に対する回答

令和4年11月1日 加美町子育て支援室

No.	件 名	項 目	内 容	回 答
18		募集要項 7 ページ (15) 会計年度任用 職員の雇用について	会計年度任用職員を引き継ぐ場 合、待遇を当社の給与基準に合 わせることでいいのか？	・ 第 1 回募集時の令和 4 年 8 月 1 日質問事項に対する回答No.3 をご参照に、働きやすい環境づくりをお願いします。
19		募集要項 5 ページ (7) 職員等	短時間労働者（パート職員）は いるのか？	・ 中新田保育所に 4 時間勤務のパート保育士が 4 名おりま す。
20		募集要項 5 ページ (7) 職員等	短時間労働者（パート職員）の 時給はいくらか？	・ 時給は 1, 1 1 0 円です。
21		加子支第250号の文 面	ガイドラインには、保育事業の みとなっているにもかかわらず、公益性の高い複合施設の提 案も可能となっているが、方針 の変更があったのか？それは、 なぜか？	・ 本施設は、定員 2 1 0 名の施設ですが、今回 1 5 0 名に引 き下げることに伴う余裕スペースができることから、第4回加 美町中新田保育所管理運営事業者審査選定委員会において、 施設の余裕スペースを有効に活用した公益性の高い複合施設 （【例】宅幼老所、児童クラブ）の提案があったため、今回 の募集要項（P19参照）に複合施設の提案も可能であることを 追加しています。
22			保育と併せて、高齢者サービ ス・障害福祉サービス等の多機 能型事業を行うことは可能か？	・ No.21を参照いただき、ご提案ください。
23		募集要項 3ページ (2) 建物等	施設の改修工事は可能か？	・ 移管前後も含めてご提案ください。
24		募集要項 3ページ (2) 建物等	敷地内に福祉施設等の建設は可 能か？	・ No.23のとおり。

質問事項に対する回答

令和4年11月1日 加美町子育て支援室

No.	件 名	項 目	内 容	回 答
25			現在、保育や特別保育事業に関して、環境の変化に応じて、事業運営の変更等は柔軟に相談に応じていただけるか？	・募集要項に沿った提案をお願いします。
26	土地について	5 土地・建物について（1）土地（募集要項3頁24行目）	土地の無償貸与期限令和11年3月31日以降は、有償の貸借契約書締結若しくは、売買契約のいずれになりますか。また貸借なら概ねの坪単価と、売買によるならその概ねの価格はどうなりますか。賃貸なら更新後の契約期間は10年単位とかになりますか。	・No.4のとおり。
27	引き継ぎに伴う人件費について	6 運営条件（2）引き継ぎ、合同保育の実施についてウ引き継ぎに伴う費用負担等について（募集要項5頁1行目）	令和5年10月から令和6年2月までの引き継ぎ者の園長・主任等の人件費も含まれますか。	・含まれます。
28	園長について	6 運営条件（7）職員等エ（募集要項6頁14行目）	園長は、提案書提出締切日時点で専任等とは、締切日令和4年12月15日時点で採用して、準備要員として待機させるということですか。	・令和6年4月の開園時に、専任で就任してください。

質問事項に対する回答

令和4年11月1日 加美町子育て支援室

No.	件 名	項 目	内 容	回 答
29	定員について	2 移管する施設及び規模等（1）移管施設・規模及び運営概要定員（募集要項1頁13行目）	認可定員を設定後、園児数の著しい減少があった場合、利用定員を下げることは可能ですか。	・可能です。また、町の子育て環境の向上を図るため、町と民間の幼児教育・保育施設による協議会を設置予定です。
30	補助金について	6 運営条件（5）運営費の補助（募集要項5頁11行目）	補助金収入について、公定価格以外に町としての補助金がありましたら、詳細をご教示ください。	・No.9のとおり。
31	土地・建物について	（募集要項 3 頁 2 7 行目）	土地について令和11年3月末までは無償貸与と記載がありますが、それ以降は有償貸与でしょうか。 有償の場合はいくらの設定になりますでしょうか。	・No.4のとおり。
32	バスの送迎について		バスの送迎を行っているのですが、民営化後も行うことになるのでしょうか？ また、その際の人件費、バス維持費等はどのようになるのでしょうか？	・No.14のとおり。
33	給食について	6 運営条件（4）給食	園内調理について、他社へ業務委託を行う形でも構わないのでしょうか？	・募集要項に沿った提案をお願いします。（P21ツ）

質問事項に対する回答

令和4年11月1日 加美町子育て支援室

No.	件 名	項 目	内 容	回 答
34	引継ぎ、合同保育の実施について	6 運営条件 (2) 引継ぎ、合同保育の実施について イ 引継ぎ内容 (募集要項5頁1行目)	引継ぎ内容で、 令和6年3月～ 令和6年4月1日から勤務する 職員のほぼ全職員週5日とありますが、その時点で当法人に勤務している職員、他園で働いている職員、新卒者等は週5日は難しいと思いますが、どのような形になるのでしょうか？	・P4「イ 引継ぎ内容」及びP5「ウ 引継ぎに伴う費用負担等について」のとおり。
35	公開ヒアリングについて	7 公募に係わるスケジュール (予定)	第2次審査選定委員会のところに、「公開ヒアリングを実施する」とありますが、どのような形で行うのでしょうか？	・P11 選定方法「イ 二次選定（公開プレゼンテーション等）」のとおり。